

雇用保険と老齢厚生年金の併給調整 国民健康保険料(税)の軽減措置

についての **相談** を
実施しています！

ハローワークでは、①65歳未満の方を対象とした特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当(失業給付)、高年齢雇用継続給付との併給調整、②国民健康保険料(税)の軽減措置について、専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。ご利用は、ハローワーク又はアドバイザーにお問い合わせください。

①雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方

●どんな相談が受けられるの？

65歳未満の方が雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給すると、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。

具体的にどのように年金の調整がされるのかについてご説明します。

●相談にはどんな書類が必要？

- 身分証明書(「運転免許証」又は「雇用保険受給資格者証」)など
- 「雇用保険受給資格者証」又は「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」、「高齢雇用継続給付支給決定通知書」
- 「年金証書」「支給額変更通知」「ねんきん定期便」など、年金の額がわかる書類(お持ちになっている場合にご提示ください)

②国民健康保険料(税)の軽減措置の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

倒産・解雇、雇止めにより離職し、国民健康保険に加入される方

●どんな相談が受けられるの？

倒産などで職を失った方が在職時と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)を軽減する制度があります。軽減が受けられるかどうか、またその手続きについて相談を受けます。

●相談にはどんな書類が必要？

- 身分証明書(「運転免許証」又は「雇用保険受給資格者証」)など
- 前年の「源泉徴収票」「所得証明書」など(お持ちになっている場合にご提示ください)

◆年金の正確な支給額、国民健康保険料(税)の正確な額の確認や各種手続きについて◆

年金に関しては、お近くの年金事務所へ、国民健康保険に関しては、お住まいの市区町村国民健康保険担当窓口へお問い合わせいただく必要があります。あらかじめご了承ください。

相談実施日

開設日：**毎週 火曜日**(但し、祝日は除きます)

場所：**ハローワーク三国 1階 年金等相談コーナー**

(職業相談窓口にてお申し出ください)

